

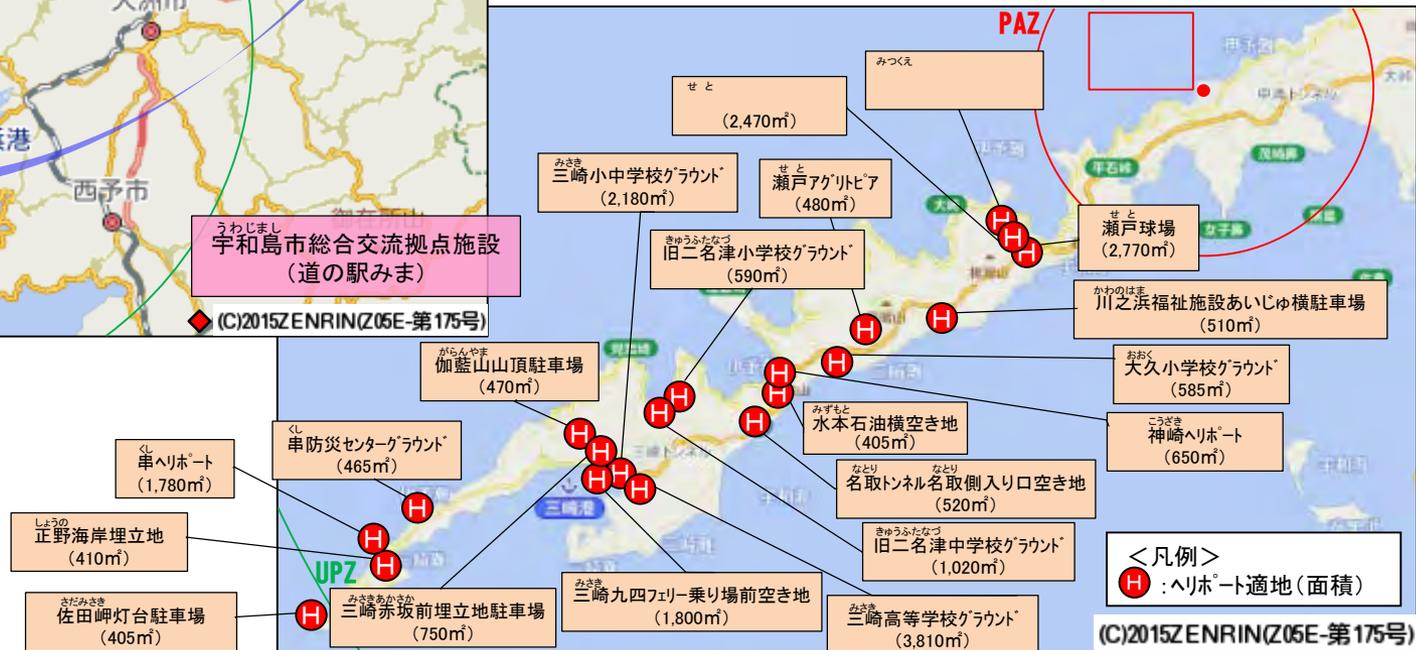
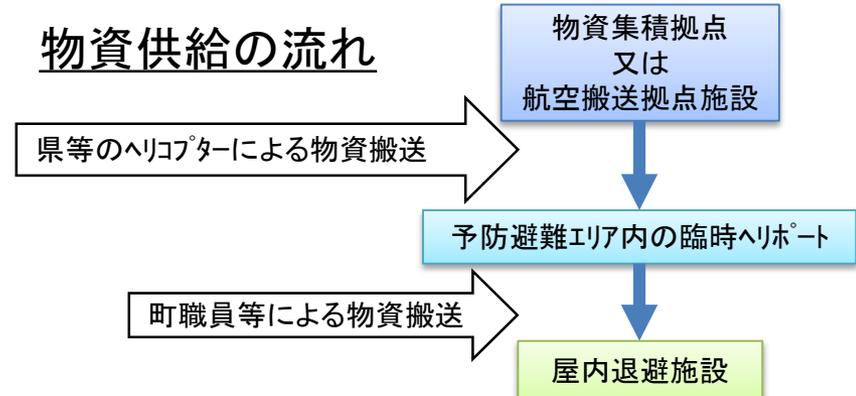
# (ケ-14) 予防避難エリアにおける物資供給体制

➤ 物資集積拠点等から予防避難エリアまで、県等のヘリコプターにより物資を供給。供給された物資については、町職員等により各屋内退避施設等に搬送。

- <凡例>
- ◆: 物資集積拠点(ヘリコプター発着可)
  - ◆: 物資集積拠点(ヘリコプター発着不可)
  - : 航空搬送拠点施設



## 物資供給の流れ



## 7. UPZ内における対応

### <対応のポイント>

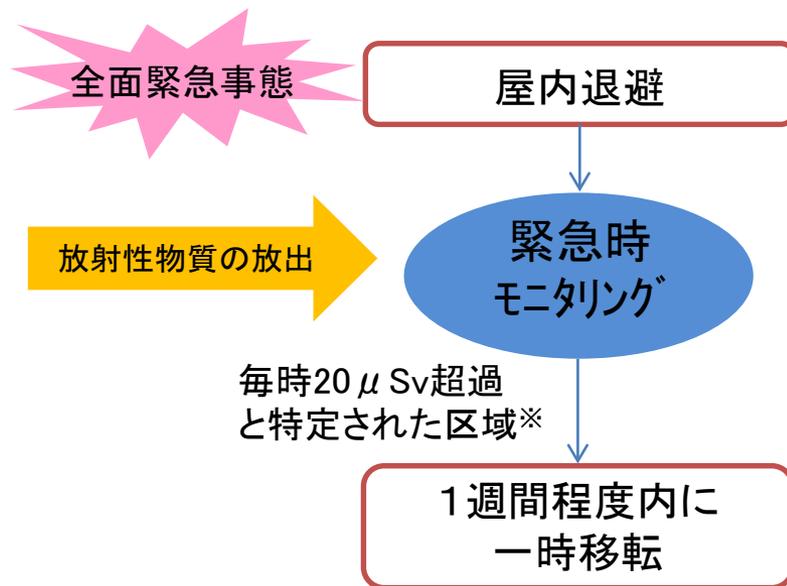
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

# UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ内における住民の即時避難開始とともに、UPZ内(予防避難エリアについては、状況に応じた多様な防護措置)においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



## UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※空間放射線量率が毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

# 一時移転等に備えた関係者の対応

- 愛媛県及びUPZ市町(伊方町を除く)は、警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 山口県及び上関町は、警戒事態及び施設敷地緊急事態で職員を配備して警戒態勢を確保し、全面緊急事態で災害対策本部を設置。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 愛媛県のバス協会は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。
- 愛媛県の旅客船協会は、愛媛県又は関係市町の要請に備えて、旅客船の派遣準備を開始。
- 上関町は、町定期船の派遣準備を開始。



# 一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、愛媛県、山口県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 愛媛県、山口県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。

